

認可外保育施設等の無償化（キャッシュバック）

令和元年10月1日から消費税の増税に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されます。池田市においても、国の制度に則り無償化を実施いたします。なお、無償化の実施方法は、利用する施設類型や事業によって異なりますので、下記内容をご確認ください。

■対象者

保護者の就労等により、保育の必要性が認定された、

- 3歳児から5歳児の子ども

※ 満3歳に到達した次の4月1日から無償化の対象となります。

- 住民税非課税世帯に属する、0歳児から2歳児の子ども

※ 2歳児で、満3歳に到達した次の3月31日まで無償化の対象となり、3歳児以降も無償化になります。

※ 認可保育所等への申込は必須ではありませんが、保育の必要性の認定が必要になります。

※ すでに2・3号認定を受けている場合は、別途保育の必要性の認定は不要です。

■対象施設・サービス

- 認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育事業

- 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

※ 原則として、幼稚園など認可施設との併用をする場合は、認可外保育施設等の利用料は無償化対象外となります。

※ 原則として、認可外保育施設の設置を自治体に届出ており、国が定める設備運営基準を満たす施設に限ります。

※ ファミリーサポートセンター事業のうち、「保育」の利用が無償化の対象となります。したがって、「保育」を伴う「送迎」を利用した場合も無償化対象となりますが、「送迎」のみ利用の場合は、無償化の対象外となります。

※ 複数サービスの併用も上限額の範囲で無償化の対象となります。なお、サービスの優先順位はありません。

■無償化対象外の経費・サービス

- 実費（食材料費、行事費、保育用品費など）

■無償化の方法

- 認可保育所の保育料の全国平均額（3～5歳児は3.7万円/月、0～2歳児は4.2万円/月）を上限に給付。

- 一旦施設に利用料全額を払った後、池田市から保護者に3か月分ごとに償還払い（キャッシュバック）します。

無償化のイメージ

